

1 平成30年度適用(令和元年5月31日まで)

工事区分	土木工作物		建築物			
	総合的な企画、指導、調整の要否		総合的な企画、指導、調整の要否			
	必要	不要	不要		必要	
工事内容の具体例	橋梁の解体工事	/	平屋建の建築物の解体工事	2階建の建築物の解体工事		3階建以上の建築物の解体工事
				集合住宅規模(延べ床面積がおおむね300㎡)未満の建築物の解体工事	集合住宅規模(延べ床面積がおおむね300㎡)以上の建築物の解体工事	
建設工事の種類	土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事又は解体工事			建築一式工事	
建設業の許可	土木工事業	とび・土工工事業(平成28年5月31日以前に許可を取得しているものに限る。以下※)又は解体工事業			建築工事業	
400万円未満	一般土木C級	「一般土木C級」又は「建築一式C級」+ 補足2			建築一式C級	
400万円以上 500万円未満	一般土木B級	「一般土木B級」又は「建築一式C級」+ 補足2				
500万円以上 2,000万円未満		「一般土木B級」又は「建築一式B級」+ 補足2			建築一式B級	
2,000万円以上 3,000万円未満	一般土木A級	「一般土木A級」又は「建築一式B級」+ 補足2				
3,000万円以上		「一般土木A級」又は「建築一式A級」+ 補足2			建築一式A級	

補足 1 解体対象物の構造等を考慮して、上位等級への発注も可能とする。

補足 2 とび・土工工事業※(経審受審)又は解体工事業(経審受審)の許可を求めるものとする。

補足 3 一般土木D級及び建築一式D級については、100万円未満の工事に参加可能。

2 令和元・2年度適用(令和元年6月から)

工事区分	土木工作物		建築物			
	総合的な企画、指導、調整の要否		総合的な企画、指導、調整の要否			
	必要	不要	不要		必要	
工事内容の具体例	橋梁の解体工事	/	平屋建の建築物の解体工事	2階建の建築物の解体工事		3階建以上の建築物の解体工事
				集合住宅規模(延べ床面積がおおむね300㎡)未満の建築物の解体工事	集合住宅規模(延べ床面積がおおむね300㎡)以上の建築物の解体工事	
建設工事の種類	土木一式工事	解体工事			建築一式工事	
建設業の許可	土木工事業	解体工事業			建築工事業	
400万円未満	土木工事業 (経審受審) + 市解体A級	解体工事業(経審受審) + 市解体A級			建築工事業 (経審受審) + 市解体A級	
400万円以上 500万円未満						
500万円以上 2,000万円未満						
2,000万円以上 3,000万円未満						
3,000万円以上						

補足 1 市解体D等級に格付された者は、100万円未満に参加できる。